

# 企画競争説明書

業務名称： セネガル国ティエス州病院拡張計画準備調査

調達管理番号： 21a00702

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年1月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2022年1月12日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国ティエス州病院拡張計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2023年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上

限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

#### 4 窓口

##### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：伊里 舞子 [Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp)

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

人間開発部 保健第一グループ 保健第二チーム

#### 5 競争参加資格

##### （1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての  
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契  
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼く  
ださい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」  
及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及  
び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル

提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年1月21日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年1月27日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年2月4日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
  - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
  - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )  
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：
  - 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）  
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
  - 2) 見積書：  
宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
サイト状況調査（現地再委託経費）※提案がある場合
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨(XOF)=0.195340 円
  - b) US\$ 1 =113.603000 円
  - c) EUR 1 =128.135000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／建築計画
- b) 建築設計／サイト状況調査／環境社会配慮
- c) 機材計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約9.55人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
-------------	-----

3%未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2. 00点
5%以上 10%未満	1. 75点
10%以上 15%未満	1. 50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1. 00点
30%以上 40%未満	0. 75点
40%以上 50%未満	0. 50点
50%以上 100%未満	0. 25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月22日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が



あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 13 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している

社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社／子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

( )本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社／系列会社(親会社／子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。

( )本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 1.4 その他留意事項

##### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

##### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

##### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

##### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

##### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

##### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

###### 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

###### 2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務

実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療施設・機材計画にかかる O/D (概略設計)、B/D (基本設計)、D/D (詳細設計)、SV (施工・調達監理)

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者 1 名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者 / 建築計画

➤ 建築設計 / サイト状況調査 / 環境社会配慮

➤ 機材計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務従事者：業務主任者／建築計画】

- a) 類似業務経験の分野：医療施設整備に係る O/D、B/D、D/D、SV。
- b) 対象国・地域又は類似地域：セネガル国及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語。さらに仏語ができるとう望ましい。
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：建築設計/サイト状況調査/環境社会配慮】

- a) 類似業務経験の分野：医療施設整備に係る O/D、B/D、D/D、SV。
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価なし。
- c) 語学能力：英語。さらに仏語ができるとう望ましい。

## 【業務従事者：機材計画】

- a) 類似業務経験の分野：医療機材整備に係る O/D、B/D、D/D、SV。
- b) 対象国・地域又は類似地域：セネガル国及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語。さらに仏語ができるとう望ましい。

## 2 プロポーザル作成上の条件

## (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に

同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(30)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(60)</b>	
	<b>(30)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／建築計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力：建築設計／サイト状況調査／環境社会配慮	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：機材計画	<b>(15)</b>	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「セネガル国ティエス州病院拡張計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の背景

セネガル共和国においては、マラリアや結核等の感染性疾患を原因とする死因の割合が高かったが、近年、糖尿病やがん、循環器疾患等の非感染性疾患（以下「NCDs」という）が増加しており、セネガルにおける死因の42%を占めている（WHO NCDs country profiles、2018年）。また、セネガルにおける新型コロナウイルス感染症の死亡者のうちの97%がNCDsの併存疾患を持っていたことが判明しており（保健社会活動省、2021年）、NCDsの早期発見・診断が新型コロナ感染症対策においても重要性を増していることから、緊急的な対応が必要な状況である。他方で、当国における人口1,000人あたり総病床数は0.3（2008年）と、サブサハラ・アフリカや低中所得国の平均（それぞれ1.2、0.8）と比較しても劣悪な状況にあり（WHO Global Health Observatory）、とりわけ NCDs の診断・治療に必要な医療機材が整備された施設が不足している現状である。

保健社会活動省（MSAS）は「国家保健社会開発計画 2019-2028」（以下「PNDSS」という）を策定し、①保健・社会福祉分野の財政及びガバナンスの強化、②保健・社会福祉のサービス提供の発展、③社会的保護の促進の3つを柱として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指す中で、近年患者数が顕著に増加しているNCDsへの対応を上位政策の一つとして掲げている。また、PNDSSでは、適切な保健インフラの不足を主要課題の一つとして挙げ、MSASが定める基準に沿った医療施設や機材の整備を目標として掲げている。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、当国は「ポストコロナ保健投資計画 2020-2024」（以下「PIS」という）を策定し、新型コロナウイルス感染症の対応を含む保健サービスの質の改善策の一つとして病院整備に注力し始めている。

首都が位置するダカール州の東に隣接するティエス州は、人口約 220万人でダカール州の約390万人に次いで2番目に多く（セネガル人口統計庁、2021年）、州の面積は6,670km<sup>2</sup>とダカール州の約 12 倍である。他方、公立病院は、ダカール州には計14施設が存在する一方、ティエス州では計3施設に留まっており、患者が集中し、恒常的な混雑に繋がっている。このうち当該州唯一の高次医療施設であるティエス州病院は、交通の要所に位置し、当国内他州や隣国のガンビア、ギニア、ギニアビサウなどからも来院するケースもあることから、年間診察件数は近年増加の傾向にあり、中でも循環器科の診察件数は、2015年の2,735件（全体の 2.71%）から、2019年には5,553 件（全体の 4.69%）と2倍以上になっており（RAPPORT DE PRESENTATION DU RAPPORT DE GESTION、2017 - 2019 年）、NCDs 患者の増加が顕著である。しかしながら、病院内の煩雑な移動動線によって引き起こされ

る混雑による受け入れ能力不足、NCDsの診断・治療に必要な高度医療機材の不足・老朽化等により、急増するNCDs患者に適切な医療サービスを提供することが困難な状況が続いている。このため、NCDs患者の受入数の増加に対応し、より高度な治療提供体制の整備を可能とするため、現在患者の診察効率の妨げとなっている動線環境の改善を含む施設拡張及び機材整備が必要である。

「ティエス州病院拡張計画」（以下、「本事業」という）は、ティエス州病院において、従来各診療科で提供されていた治療を専門部署に集約させ、NCDsの高度な治療を可能とする新設の腎臓科やがん科を含めた診療棟を建設し、既存施設の動線環境の改善を行うとともに、必要な医療機材の整備を行うことで、ティエス州及びその周辺地域におけるNCDsを主とした診断・治療体制の強化及び質の高い保健サービスへのアクセス改善に貢献する。また、本事業は、NCDs等の疾病に対する診断・治療体制強化により、NCDs等との合併症（新型コロナウイルス感染症による重症化・死亡リスクの増大等）によるリスクを下げることで、ポストコロナの保健投資計画である PIS の実現に寄与する。

### 第3条 事業の概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、セネガル国ティエス州の地域中核病院（ティエス州病院）において、医療施設・機材を整備することにより、地域中核病院の診断・治療体制の向上を図り、もって同地域及びその周辺地域において質の高い医療サービスの改善に寄与するもの。

#### (2) 事業の内容

現時点で想定される施設・医療機材は以下の通り。協力準備調査（以下、「本調査」）で対象医療施設の状況を調査した上で決定する。

- 1) 施設建設：新外来診療棟および入院病棟の建設（一般内科、糖尿病科、循環器科、頸耳鼻咽喉科、眼科、神経科、顎顔面外科、口腔科、泌尿器科、入院病棟、心臓病関連検査室等（以上、既存診療棟から移設）腎臓科、がん科（以上、新設診療科））。既存病院建物面積 15,320 m<sup>2</sup>に対して、総延床面積約 3,900 m<sup>2</sup>の 2 階建て 1 棟を想定。
- 2) 機材：新外来診療棟および入院病棟に必要な医療機材（ECG、負荷心電計、エコー、MRI 等）、家具（入院用ベッド、診察台等）、既存施設の一部医療機材更新（高圧滅菌器、一般 X 線撮影装置、CT スキャナー等）。CT 撮影装置、X 線撮影装置、超音波診断装置、手術台、酸素濃縮器、滅菌ドラム等
- 3) コンサルティングサービス／ソフトコンポーネントの内容：  
詳細設計、入札補助、機材調達監理。保守契約、ソフトコンポーネントとして、対象機材に対する運用・臨床技術及び保守管理技術の向上のための指導、年次報告書の作成。

#### (3) 対象地域（サイト）

ティエス州ティエス市にあるティエス州病院

#### (4) 本事業の実施体制

##### 1) 事業実施機関／実施体制：

主管官庁：保健社会活動省（Ministère de la Santé et de l'Action Sociale）

- 2) 実施機関：ティエス州病院（仏語：Centre hospitalier régional El Hadji Ahmadou Sakhir Ndiéguène de Thiès）運営／維持管理体制：本業務にて確認するが、保健省の指導監督の下、ティエス州病院が運営・維持管理を行うことを想定している。

(5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

1) 技術協力

「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト」(2018年～2021年)及び「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト (Dooleel CMU) フェーズ2」(2022年～2025年)：同プロジェクトでは、対象州の一つとしてティエス州でもコミュニティ健康保険の加入促進等を行っており、本事業により地域で受けられる保健医療サービスのレベル及び混雑緩和によって病院へのアクセスが向上することで、同地域の住民にとって健康保険に加入することの動機づけの一つとなることが期待される。「看護師・助産師の臨地実習の質向上プロジェクト」(2022年～2025年)：ティエス州病院は同プロジェクトの対象施設であり、同市内にある保健人材養成校等と連携しながらより質の高い看護師・助産師等の育成にも貢献すると考えられ、それによる医療サービスの向上に繋がる相乗効果が期待できる。

2) 無償資金協力

これまでに「ティエス地方病院整備計画」(2000年、2001年)、「国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画」(2014年)による病院建設及び保健人材学校整備を実施している。

(6) 本事業に関連する他ドナー等の援助活動

米国国際開発庁 (USAID)：Human Resources for Health in 2030 (HRH2030)というプログラムを立ち上げ、当国では、国家保健人材開発計画 (PNDRHS) 2009-2018の評価と新たなPNDRHSの策定過程などで技術的、資金的な協力を行っている他、西アフリカ保健機構 (WAHO)、Amref Health Africa等が保健医療人材の能力強化支援を実施しているが、いずれも本事業との重複はない。

#### 第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、本事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、「セネガル国ティエス州病院拡張計画準備調査」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がセネガル側と合意する協議議事録に基づいて実施する

ものとする。なお、「非感染性疾患対策基礎情報収集・確認調査」（2021年実施済）を通じて得た情報を参考とする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### 1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第一回現地調査、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第二回現地調査、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

### 2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを主目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で適宜発注者と十分協議する。なお、特に以下5つの段階においては、JICA関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

- ① 第一回現地調査派遣前（対処方針会議）：  
「インセプション・レポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ② 第一回現地調査帰国時（帰国報告会）：  
帰国後10営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「第一回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ③ 第一回現地調査帰国後（設計・積算方針会議）：  
帰国後20日以内を目途に、本事業内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。
- ④ 第二回現地調査派遣前（対処方針会議）：  
計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。
- ⑤ 第二回現地調査帰国時（帰国報告会）：  
先方政府と「準備調査報告書（案）」の協議の結果を報告する。

### 3) 調査の留意事項

以下①～⑪に留意して、調査を実施する。

#### ① 妥当性の確認

セネガル及びティエス州における開発計画、保健医療セクター計画、ティエス市周辺の医療施設の概況（外来患者数、検査件数、手術件数等）等を確認し、要請案件の無償資金協力としての妥当性を確認する。また、セネガルが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及びセネガル州における医療施設・機材維持管理体制等を確認するとともに、レファラル体制と本件対象施設の位置づけ及び求められる役割を確認し、計画に反映させる。

また、施設・機材の選定（計画機材品目の決定及び数量の設定含む）においては、セネガル国内の調達事情や施工レベルについて把握・検討するとともに、同病院の運営及び維持管理能力を十分に確認した上で慎重に検討することとする。具体的には、施設・機材導入後の維持管理に係る適切な予算措置・人員配置計画の確認、導入後有効活用されうるレベルの機材導入とする

ための医療施設及び従事者の技術的能力の確認・検証をすることにより、持続性・自立発展性に懸念がないか精査し、適切かつ効果的な規模の協力内容となるように留意する。

② 要請内容の確認

ア. 外来診療棟および入院病棟の新設、診療科の敷地内移転

本業務において、病院全体のサービス提供状況（診療科目、医療従事者数、利用者数の推移等）、各建物や設備の状況及び敷地内建設予定地の地形、地質、地盤等の状況（面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、地中障害物等）を確認し、セネガル側が維持管理可能な規模の病棟の施設計画を策定する。給排水設備に関し、敷地内の給水点の状況、水質がセネガル及びWHOの基準に達しているか等を確認する。

イ. 上記施設への医療機材整備

診察、検査、治療に必要な医療機材が要請されているが、病院全体のサービス提供内容、医療従事者の技術レベル及び維持管理能力等を確認して機材を選定する。また、医療機材運用のための給電状況、電圧変動、停電頻度等を確認し、それに応じた機材の計画を検討する。

③ 新設サイトの選定

本事業では、ティエス州病院敷地内に新外来診療棟および新入院病棟の新設サイトの候補が複数あることから、第一回目現地調査では、新設サイトの候補を確認し選定する。また、本事業では、既存の病棟で運営されている診療科が新病棟の新設により移転、拡充されることが想定されているため、ティエス州病院全体の既存施設の機能と動線を確認し、既存施設の継続活用も含め、病院および先方政府関係者との協議の上、新設サイト選定する。

新設サイトの候補地および既存施設については、ティエス州病院の敷地地図（別紙1）を参照のこと。

④ 過去の資金協力事業のアセットの活用方法の確認

③の既存施設の中には、2000年～2001年に「ティエス地方病院整備計画」で無償資金協力により建設された施設があり、病院および先方政府関係者との協議の上、既存施設が有効活用を含め本事業による病院機能の拡充を検討する。

⑤ 運営・維持管理

セネガルが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及び両病院における機材維持管理体制等を確認する。対象病院における医療従事者の運営・維持管理可能能力、現地代理店の対応能力を踏まえ、将来的なメンテナンスの観点でスペアパーツや消耗品の入手が適切に実施可能かを確認のうえ、機材の検討を行うよう留意する。同国政府の医療機材の保守管理に関する規定を参照の上、保守契約を付帯することが規定されている医療機材、もしくは保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場

合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含める。

⑥ 当該国における施設の10年保証に関する法律、実施事例等の確認

仏語圏アフリカでは、施設建設における瑕疵担保期間を10年と定めた上で当該責任を果たすことを担保するための保険付与が法律で義務付けられることがある。第一回現地調査では、監督省庁に聴取するなどし、10年保証に関する諸手続き、法律上の取り扱い、実施事例等を確認し、責任の範囲や費用負担を含めその取扱いについて下記（ア）～（カ）を参考に整理、検討する。

- ア. 保険加入者は施主で良いか（もしくはコンサルタント、施工会社、設計者か）。保険料負担元を確認すること
- イ. 監理事務所（Technical Controller／Bureau de Contrôle）を施主が選考し、契約することで良いかを確認すること
- ウ. スケジュールを調査すること（監理事務所の選考・契約の時期、保険加入は着工時または着工時に必要か）
- エ. 保険料及び審査内容（設計審査、施工中、完了時の審査）の予算額を調査し、費用負担元を確認すること
- オ. 保険料の確定時期を確認すること（完工時となるのか）
- カ. 10年保証については、基本方針として、費用、手続きともに先方負担とし、日本側コンサルタント及び請負者は協力する旨OD時に先方と協議し、DOD議事録に明記すること

⑦ 効果指標

本事業を通じた開発効果を適切に計測するため、定量、定性指標の十分な検討を行う。定量的指標として検査や診断に関する対応能力が強化されたかどうか、また、定性的指標として対象地域の医療サービスの改善、患者及び医療従事者の満足度の向上、医療機材の維持管理状況の改善について、指標が入手可能であるかどうかも含めて、現地で確認し、先方と合意する。

⑧ 本事業を実施するための相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（電源及び水道の整備、免税手続き、銀行取り決め（B/A）及び支払授權書（A/P）の発給、運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、無償資金協力ではカバーされない保守契約等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、合意文書（Minutes of Discussions：M/D）にて確約を取り付ける。特に免税手続きについては、免税を確保すべき税目、対象及び免税方式について、先方政府に説明・確認を行う。また、既存の機材の撤去について手順、スケジュールも含め先方政府との役割分担を確認する。また上記のプロセスに課題がある場合には、また上記のプロセスに課題がある場合には、その問題を明確にし、先方政府と対処方針を確認する。

これら調査の結果は無償資金協力として本事業を実施する際の相手国負担事項としてM/Dに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に本事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は第二回現地

調査時に更に精査・更新されていくものである。

⑨ 正式要請内容の整理

本事業は、現段階では正式な要請書が未到達である。JICAが本件調査実施中に要請書の早期提出を保健省へ促すにあたり、本業務において要請書の内容の技術的整理に関する支援を行う。

⑩ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等感染症対策に対する貢献

対象病院の新型コロナウイルス感染症に関する対応状況を調査し、計画の中に新型コロナウイルス対応にも貢献できるような機材や重症患者に対応できるような機材を含めることも検討する。

⑪ 技術協力プロジェクトとの連携可能性

第3条（5）に記載の通り、ティエス州においては複数の技術協力が実施・予定されている。当該病院において、コミュニティ健康保険の適応範囲を確認し、需要・供給また病院収支への影響を確認するとともに、「看護師・助産師の臨地実習の質向上プロジェクト」（2022年～2025年）では、当該病院が同市内にある保健人材養成校等とも連携しながらより質の高い看護師・助産師等の育成にも貢献することを期待されているため、必要とされる機能・設備につき確認を行う。

## 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）プロジェクトの背景・経緯の確認

1）セネガル保健医療セクター上位計画の概要

① 保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要

② 保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステムの状況、保健行政、保健人材、予算等）、対象施設の位置づけ

2）ティエス州の状況調査

① 保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、貧困度など）

② 保健医療サービス（組織体制、保健医療施設数（政府系・民間）、病床数、医療従事者、入院・外来患者数、入院・外来疾患、死亡原因、リファラル

体制、診察料など)

③ 対象施設の役割

- 3) セネガル保健医療セクターに対する我が国及び他国による援助動向  
他国の援助動向と我が国の役割分担、コレクティブ・インパクトの確認
- 4) セネガル保健医療セクターにおける本事業の位置づけ

(4) プロジェクトの実施体制の確認

保健社会活動省の役割分担保健社会活動省、その他関連省庁、対象病院との関係性と無償資金協力実施にかかる役割分担を確認した上で、本計画の実施機関体制の位置づけを確認する。併せて、本事業実施に係る人員・予算確保の計画や機材の運用・維持管理体制を丁寧に確認し、対象病院が自立的・持続的に運用・維持管理できるような施設・機材計画を策定する。また調査する上で、適切な運営・維持管理が可能か十分留意し、関係する省庁・機関実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。詳細な調査項目は下記の通り。

- ① 保健社会活動省、その他関連省庁、対象病院との関係性と無償資金協力実施にかかる役割分担
- ② 対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政・予算状況
- ③ 医療サービスの提供状況、技術水準
- ④ 人材の雇用・配置・育成の状況
- ⑤ 既存施設・機材の活用状況
- ⑥ 対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ⑦ 近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス、レファラルの状況）
- ⑧ 維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、修理やスペアパーツ・消耗品等の追加的調達購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状況等）
- ⑨ 公共事業実施に伴い必要な国内手続き

(5) サイト状況調査

要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（地形測量、地質調査、地盤調査、給排水・水質調査）を行う。なお、同調査は現地再委託にて実施することを認める。

同調査の仕様は別紙2に示すとおりであるが、具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断されるサイト状況等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) セネガル側環境社会配慮に関する調査

セネガル側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。現地調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。



- ・ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ・ 重要な環境社会影響の予測
- ・ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ・ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ・ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援
- ・ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
- ・ 関連資料（含む環境チェックリスト案）
- ・ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

（7）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- 1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- 2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。
- 3) 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

（8）設備計画調査

通常は第三次病院に設置される機材が要請されていることを踏まえて、必要且つセネガル側およびティエス州病院が維持管理可能な設備を計画する。また、給電・給排水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。

（9）施工計画調査

上述（1）～（8）を踏まえ、施工計画を作成する。特に、当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

（10）プロジェクト内容の計画策定

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図の策定

#### 4) 施工監理計画

- ア. 施工方針
- イ. 施工上の留意事項
- ウ. 施工区分（先方負担工事との区分）
- エ. 施工監理計画
- オ. 品質管理計画
- カ. 資機材等調達計画
- キ. 実施工程

#### 5) 機材調達計画

- ア. 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- イ. 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、代理店により調達可能な機材の消耗品、迅速な部品提供の可否等）
- ウ. 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- エ. 配置場所
- オ. 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- カ. 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

#### (1 1) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。

#### (1 2) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

#### (1 3) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時

点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD現地調査終了時まで、JICA事務所へ提出する。

#### （14）プロジェクトの維持管理計画

ティエス州病院が行う施設・機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

- 1) 政府関係機関および対象病院の機材の維持管理体制、維持管理実施の現状の確認
- 2) 必要な維持管理業務に関する、各年に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務の分類・整理
- 3) 維持管理の実施に必要な人員の配置、消耗品・スペアパーツ・燃料等の購入、保守契約の実施等に関する内容と実施方法の確認
- 4) 維持管理計画の策定
- 5) 維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の担保取付

#### （15）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当たっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としななければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアル（「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）等）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度を確保する。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年10月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

##### 4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。JICAが算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(16) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(17) ジェンダーの視点の確認

設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。女性のニーズに留意した施設や設備（例：街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備等、積極的に議論、導入に努める。

- ア. 対象施設の利用者の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ. 既存施設視察、女性に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性が利用するための改善案に関する情報を収集する。
- ウ. 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

(18) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(22) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をセネガル政府関係者等に説

明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

### （23）準備調査報告書等の作成

セネガル関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

## 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5から10成果品とする。成果品は2023年4月上旬までに提出する。その他の報告書等は現地調査やJICAとの関連会議の日程を踏まえ余裕をもって提出することとするが、1.及び2.は第一回現地調査の2週間程度前、3.は各現地調査帰国後2週間以内等を目途に第一稿をJICAに提出し、内容の調整を行う。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |     |                                     |   |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1.  | 業務計画書                               | : 和文（電子データ提出）   |
| 2.  | インセプション・レポート                        | : 和文（電子データ提出）<br>: 仏文（電子データ提出）  |
| 3.  | 現地調査結果概要                            | : 和文（電子データ提出）   |
| 4.  | 免税情報シート                             | : 和文（電子データ提出）<br>: 仏文（電子データ提出）  |
| 5.  | 概略事業費（無償）積算内訳書                      | : 和文2部  |
| 6.  | 概要資料                                | : 和文2部  |
| 7.  | 準備調査報告書（最終版）                        | : 和文（製本版）5部及びCD-R 1枚<br>※完成予想図含む。<br>: 仏文（製本版）7部及びCD-R 1枚<br>: 和文（簡易製本版）2部及びCD-R 1枚 |
| 8.  | 機材仕様書                               | : 和文2部<br>: 仏文2部  |
| 9.  | デジタル画像集                             | : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）  |
| 10. | 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 和文3部<br>: 仏文3部  |

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、JICAに提出する。(4) 準備調査報告書(案)、及び(7) 準備調査報告書(案を含む)及び機材仕様書については、仏文を作成し、先方政府に提出することとする。和文から仏文への翻訳は、必要となる翻訳料は契約に含める予定であることから、必要経費を見積書に記載すること。

注3) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力の報告書等作成のためのガイドライン(2011年3月)」に準拠することとする。

注4) (7) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年3月下旬より国内で事前準備を開始し、2022年4月中旬から第一回現地調査を行う。帰国後に、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施する。2023年1月に第二回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。また、2022年3月に概要資料を、2023年4月に準備調査報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。

本計画は日本人の渡航が可能であることを前提にした工程計画であり、新型コロナウイルス感染拡大により渡航が制限されている場合は遠隔による調査も含め柔軟に対応を検討する。具体的な作業計画や現地調査時期については、本業務開始後にJICAと協議することとする。

本業務工程は現時点の想定であり、閣議時期の前倒しを検討する可能性もある点、留意する。

項目	時期 2022年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月	4月
事前準備	□													
現地調査 (OD)		■	■											
国内解析				□										
概略設計 ドラフト 説明 (DOD)											■			
国内整理												□		
概略設計 概要資料 提出													△	
最終報告書 提出														▲

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 18.10 人月（現地：8.10人月、国内10.00人月）（通訳を除く）

#### 2) 業務従事者の構成（案）

##### ① 分野構成：

ア. 業務主任者／建築計画（2号）

イ. 建築設計／サイト状況調査/環境社会配慮（3号）

- ウ. 機材計画（3号）
- エ. 設備計画
- オ. 施工計画／積算
- カ. 調達計画／積算
- キ. 保健医療計画／ジェンダー配慮

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

- ② 第一回現地調査：ア～キ
- ③ 第二回現地調査（概略説明）：ア、イ、オ

### 3) 通訳

本調査には通訳（仏語）の配置を認める。本見積りの通訳備上費に計上すること。

### (3) 現地再委託

対象病院のサイト状況（給排水、水質、電力状況、電圧変動状況などの自然条件）や現地調達事情の調査など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、現地再委託にかかる費用は別見積りとして計上すること。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案すること。

また、特殊傭人として調査補助員を認めるため、配置する場合には、本見積りに当該経費を計上すること。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 案件計画調書①医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要
- 「非感染性疾患対策基礎情報収集・確認調査」

#### 2) 公開資料

- 「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用」基礎研究報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034237.html>)

### (5) 対象国の便宜供与

特になし。

### (6) その他留意事項

#### ① 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタン



トとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式－2 および様式－3 を準用した表を添付する。

② 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

③ 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAセネガル事務所在セネガル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

以 上